

平成27年10月30日（金曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○協議事項

1. 要綱案の決定について
 2. パブリックコメント等の実施について
 3. 次回委員会について
 4. その他
-

出席委員（11人）

委員	長	右松隆央
副委員	長	横田照夫
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		二見康之
委員		清山知憲
委員		太田清海
委員		岩切達哉
委員		河野哲也
委員		前屋敷恵美
委員		有岡浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	押川幸司
政策調査課副主幹	沖米田哲哉

○右松委員長 それでは、ただいまから、宮崎のこども対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程（案）をごらんください。このように取り進めてよろしいでしょう

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

これから協議に入ります。

まず、要綱案の決定についてであります。

資料1をごらんください。

資料1は、前回までの委員会で合意を得た内容を、そのまま反映をさせたものであります。

前文がありまして、そして目的、定義、基本理念、県の責務、市町村との連携、国との連携、保護者の役割、地域の役割、学校等の役割、事業者の役割、親になるための学びの支援、親としての学びの支援、多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化、人材の養成等、相談体制の整備・充実等、広報及び啓発、財政上の措置、年次報告、施行期日であります。

これにつきましては、皆様との協議の内容をそのまま記載いたしておりますので、よろしくお願いたします。

次に、資料2をごらんください。

この資料2は、資料1に法制上の修正を加えたものであります。

これにつきましては、詳細を書記のほうに説明させますので、よろしくお願いたします。

○沖米田副書記 それでは、お手元の資料2について簡単に御説明をさせていただきます。

赤字は、表現をちょっとこちらで変えておりますけれども、法制担当のほうからいただいた御意見なり修正箇所、それから緑字のほうは、改めて事務局のほうで見まして、漢字の修正等、形式的な修正がほとんどですけれども、修正しております。

前文のほうから簡単に御説明させていただきます。

まず、前文の米印、赤字ですけれども、前文は、現在の案では、ですます調でつくっております。ただ、うちの県の条例では、前文のある条例もあるんですけれども、である調でつくっているものしかないということで、こちらにつきましては、特に、ですます調ではだめだという制約はないということですので、そのあたりをどうするかというところがございます。

あと、緑字のところですが、「身につけて」というところを漢字に修正しております。

それから、「基本的な生活習慣、基本的倫理観」、後段のほうにもこのフレーズが出てくるものですから、統一感を出すために倫理観の前の「基本的」をとっております。

それから、4行目、「すべて」、こちら、後半のほうにも出てきますけれども、平仮名で統一しております。

「大切であります」というところを「大切です」というような表現で、全体として、ですます調にした場合に統一感が出るような形で、修正してはどうかということで手を入れております。

そして、3段落目、「しかしながら」の2行目の赤字のところなんですけれども、法制のほうから、子どもの貧困は言葉として定着しているといえますか、一般化していますので、この鍵括弧をとってもいいのではないかとということで、こういう修正を入れております。

そして、その下の行ですが、「このような状況のもとで」というところを漢字に修正しております。

そして、次の段落、「このような中」の段落ですけれども、「取組をさらに」というところを平仮名に修正が入っております。

そして、同じ段落の最後の行、「その他県民皆

で家庭教育を支えていくことが必要であります」というのを「必要です」というような表現にしております。

そして、米印のところですが、3の基本理念の2行目のところです。「地域、学校等、事業者、行政その他の社会のすべての構成員が」というような表現をしているので、統一感、どちらかに合わせるという考え方もあるのではないかとということで、意見をいただいているところなんですけれども、ただ、その他県民という思いもあるのかなというふうに事務局のほうでは考えておまして、ここは、このままの表現にしております。

1枚目の前文につきましては以上です。

2ページのほうをごらんください。

2ページ目の1の目的、こちら、ほとんど形式的な修正ですけれども、4行目、「基本的な生活習慣や倫理観」、「倫理観の確立、ならびに」という表現だったんですけれども、後ろのほうで「人生観、職業観、創造力などを培い」ということで、動詞というか、体言どめしていませんので、それに合わせるという意味で「倫理観を確立するとともに」ということで、「ならびに」を削っております。

それから、2の定義のところですが、これは形式的な修正でして、2桁以上の数字を半角処理ということで修正をしております。

定義の⑤ですが、こちらのほう、赤の米印で書いておられますとおり、事業者の定義の要否、これは、事業者という言葉は、もう一般的な言葉なので、特に定義をする必要はないかということで、一応、事業者という定義のところを削った形でお示ししております。

それから、3の基本理念のところですが、2行目の「すべて」、こちらは平仮名に、そ

れから、同じく3行目の「それぞれの役割」、これ、おのおのというふうに書いてあったんですけど、より平易な言葉でということで、「それぞれの」というような言葉に修正をしております。

そして、米印のところで、地域、地域住民、地域活動団体の用語の使い分けとあるんですが、例えば、基本理念とか前文のところでは、地域という言葉を使っておりますが、後段のほうに行きますと、地域住民、地域活動団体という言葉に置きかえられたりしているので、法制のほうから、全体の統一感なり使い分けのルールというのが何かあるんでしょうかというような御質問をいただいております。後のほうで、また御説明いたしますけれども、前文と基本理念に関しましては、具体的な努力義務規定だとか、そういったものを入れているところではございませんので、そこをひっくるめて地域という今の表現のままでも問題はないのではないかとこのように事務局としては考えております。

3ページのほうをお開きください。

4の県の責務です。

①のところの「県は、3の」というところは、前条に規定するとか、実際に条文になればそういった規定になるんですけども、この段階では、ほかのところも基本理念というふうにしかなっておりませんでしたので、ここは単純に削除をしております。

それから同じく、②のところの「あたって」を漢字に、それから③の「子どもの障害」のところの「害」を平仮名に修正をしております。

そして、6の国との連携等というところですけども、「等」を加えてはどうかということです。条文の後段のほうですが、国に対し必要な施策を講ずるよう求めると、連携以外の内容も

含まれておりますので、タイトルのほうを「連携等」にしてはどうかということで加えております。

続きまして、4ページのほうをお開きください。

こちらのほうは、8の地域住民等の役割というふうに、先ほどの地域とか地域住民、地域活動団体という用語の使い分けの話なんですけれども、このあたりから、いろいろ具体的な規定が出てきますので、その対象をはっきりさせるためという趣旨で、8のタイトルを地域住民等の役割というふうに修正してはどうかということで、こういうふうにしております。

それから、「家庭教育を行うため」というのを文脈上、つけ加えております。

続きまして、9の学校等の役割ですけども、こちらのほうは、「保護者及び地域」というところを、地域の中に地域住民と地域活動団体というのが含まれるというところを具体的に規定してはどうかということで、こういう修正をしております。

それから、11の親になるための学びの支援です。①の2行目、「子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の」の「の」という言葉を入れております。これを入れないと、家庭の役割、子育ての意義、そして、その他将来親になることについて学ぶこと、それぞれが独立して並列した読み方になってしまうということのようでして、そういう意味で「その他の」と、あくまで、家庭の役割、子育ての意義というのは、将来親になることについて学ぶことの例示という意味合いを出すために、この「の」というのをつけ加えております。

「②において同じ」というのは、親になるための学びというところに関しては、定義は同じ

だというところをつけ加えております。

そして、①の同じく3行目、「親になるための学びの方法の開発及びその普及」ということで、開発したものを普及するんだというところをはっきりさせるということで、言葉をつけ加えております。

そして、②ですけれども、「地域」というところを、どういうところをイメージするのかというところで、現時点では仮の案ですけれども、地域というのを「地域活動団体」というように具体的に規定しております。

済みません。5ページのほうの米印ですけれども、これは、11の親になるための学びの支援、親としての学びの支援に共通ということなんです、こちらのほうは、法制のほうからこういうような御意見をいただいたという記述を残しております。

書いてあることを読みますけれども、地域、学校等その他の関係者が、親になるための学びに関する学習の機会を提供すること自体の規定の要否ということでして、11の親になるための学びの支援の②、それから、12の親としての学びの支援の②は、例えば地域活動団体ですとか学校等とか、その他の関係者というのが、親になるための学びに関する学習の機会を提供するという前提で、県はそれを支援していきましようという規定にしておりますが、そもそも地域活動団体ですとか学校等というのが、そういう学習の機会を提供するよう、例えば努めるものとするといったような、そういう規定そのものを入れなくてもいいんでしょうかというような御意見がありました。そういう規定を入れても特に問題はないとは思っておりますけれども、例えば、8の地域住民等の役割のところの②を見ていただくと、地域活動団体は、家庭教育を

支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとするかどうか、9の学校等の役割では、①の最後のほうで、家庭教育の支援に努めるものとするということですので、家庭教育の支援に努めるという、この中に広く含まれるという理解もできるのではないかということで、一応、今の時点の案としては、特にこういう規定は追加しないということにしております。

また、5ページのほうに戻っていただきまして、12の親としての学びの支援、①の朱書きのところです。「②において同じ」というのも、先ほどの11と同じ趣旨で加えております。

次の、「開発及びその普及」の「その」、こちらのほうも、先ほどと同じ趣旨で加えております。

②につきましても、先ほどと同じように、地域というところが地域住民なのか地域活動団体なのか、もしくはその両方なのかということについて、まだ明確にはなっていないんですが、一応、仮に地域活動団体と置きかえております。

続きまして、13です。多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化の規定です。朱書きのところでございますけれども、これは、法制のほうから、①と②の下線部の構成員が違う理由というのが何かあるんでしょうかという御質問をいただいております。こちらのほうも、後ほど御協議いただければと思っておりますが、少なくとも②のほうにつきましても、家庭教育支援に係る関係者を全部並べるような規定なのかなという理解をしまして、地域住民に加えまして地域活動団体ですとか事業者というのを緑字のようにつけ加えてはどうかということで修正をしております。

それから、①のほうは、後ほど御議論をいただければと思っております。

それから、15の相談体制の整備、充実等、これは細かいところですが、ポツを点に変えております。

最後の6ページですが、16の広報及び啓発の②、こちらも形式的な修正でして、「すべて」というふうに漢字を平仮名のほうに修正しております。

そして、最後の19の施行期日のところですが、この条例は公布の日から施行するものであることというふうにしておりました。公布の日というふうにすれば、現実的には、通常であれば3月下旬ですとか、そういった日付になるかと思うんですが、年次報告の関係ですとか、また予算措置の関係を考慮しまして、平成28年4月1日からというふうにしてはどうかと考えております。

説明は以上です。

○右松委員長 ありがとうございます。説明は終わりました。

それでは、資料2の各論点について検討していきたいと存じます。

まず、(1)前文の、ですます調について御意見等がありましたらお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時18分再開

○右松委員長 それでは、再開いたします。前文につきましては、今現在、ですます調になっておりますが、過去の条例に合わせまして、である調ということで統一することによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、2ページであります。2ページの、この赤字のところは、もう、特に問題はないかと思っておりますので、そのままにいたしまして、定義の⑤です。事業者の定義の要否、これを入れるかどうかについて御意見等がありましたらお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時21分再開

○右松委員長 それでは、再開いたします。こちらの定義の中の事業者の定義の要否であります。これは、先ほどの話の中で、入れていくということで話が上がりましたが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。これは、入れるということにいたします。

続きまして、ちょっと飛びますが、4ページであります。4ページの8、地域住民等の役割ということで、私たちのほうでは地域の役割ということで、この中に地域住民であったり、②の地域活動団体も当然含むわけなんです。これを事務局のほうで、地域住民等の役割ということで、住民等ということを入れたらどうでしょうかという話が出ております。これについて御協議をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

○右松委員長 それでは、再開いたします。8ページありますが、地域の役割を地域住民等の役割ということで、「住民等」を加えることによろし

いでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのようにいたします。

続きまして、同じく4ページの11の②でありますけれども、地域を地域活動団体とする点や、13の②でありますけれども、ここの構成員を今の3つから、地域活動団体と、それから事業者、これを加えることについて御意見等をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時42分再開

○右松委員長 再開いたします。それでは、11の②であります。県は、現在は「地域、」になっておりますけれども、ここを「地域住民、地域活動団体」というように修正することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 では、そのようにいたします。

ちょっと前に戻りまして、9の①であります。保護者及び地域ということになっておりましたが、ここは、事務局のほうは地域住民及び地域活動団体と連携してというふうになっております。このままでいいのでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 では、そのようにいたします。

それでは、次のページをめくっていただきたいと思っております。先ほど、副書記のほうから話がありました。米印のところあります。地域、学校等その他の関係者が、親になるための学びに関する学習の機会の提供に努めるものとする等々、機会を提供すること自体の規定は入れなくていいのでしょうかということありますけれども、これについて、皆さんの御意見を申し上げます。

暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時53分再開

○右松委員長 それでは、再開いたします。11の親になるための学びの支援であります。法制担当のほうから検討依頼があった件でありますけれども、地域、学校とその他の関係者が、親になるための学びに関する学習の機会を提供すること自体の規定の要否については、これは入れないという形によろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 では、そのようにいたします。

続きまして、12であります。これは地域活動団体という修正に関しては、さっきやりましたね。では、これは「地域住民、地域活動団体」ということで、こちらも統一させていただきます。

続きまして、13の②でありますけれども、現在は、保護者、地域住民、学校等その他の関係者になっております。ここに地域活動団体及び事業者を加えるのはどうでしょうかというふうな内容が出てきておりますけれども、これについて協議いたしてまいりたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○右松委員長 それでは、再開いたします。こちら13の②であります。保護者、地域住民、そして地域活動団体、学校等、事業者まで入れるということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 では、そのようにいたします。

続きまして、18の年次報告であります。これについて、ちょっと協議が必要でありますので御意見をいただきたいと思っております。これについては、参考資料をごらんになっていただきたいと思っております。

暫時休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時56分再開

○右松委員長 再開いたします。いま一度、13に戻ってください。多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化の中で、①と②であります。この下線部分の構成員が違うということで指摘をいただいておりますので、これについても協議してまいりたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時0分再開

○右松委員長 再開いたします。それでは、13の①と②の部分であります。下線部分の構成員が違う理由は、環境づくりについては、県民皆で支え合っていく、そして、それを実際に活動する人、相互に連携する人たちは、具体的に構成員を全て入れていくというような形で分けていくということによろしいでしょうか。

○太田委員 ①は、県民皆でというふうに、ぽつと一発でまとめるということで、下線部の前のところは省くわけね。

○坂口委員 それでいいのではないですか。

○太田委員 地域活動団体、その他の関係者という部分を省くというような感じですね。

○右松委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前11時2分休憩

午前11時4分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。13であります。①の部分でありますけれども、現在、下線部分、地域活動団体その他の関係者、県民皆で支えあうというふうになっておりますが、これを、地域活動団体その他の関係者を削除いたしまして、多様な家庭環境に配慮した家庭教育を支援するため、県民皆で支えあう環境づくりを推進するものとするということ、修正ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 じゃ、そのようにいたします。

そして、ちょっと一つ前に戻っていただいて、10条であります。事業者の役割であります。①でありますけれども、必要な就業及び雇用環境の整備等に努めるものとする。この等というのがついております。これについての議論をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時6分再開

○右松委員長 それでは、再開いたします。10の事業者の役割の①であります。必要な就業及び雇用環境の整備等となっております。この等は外すことによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 じゃ、そのようにいたします。

そして、最後のページ、6ページ、年次報告について、次に入りたいと思っております。

これにつきましては、参考資料をごらんになっていただきたいと思っております。実は、今の私たちの案でいきますと、現在の表現では静岡県にならった取り扱いとなっております。すなわち、最

後の実績の報告のみ、実施状況でありますので受けとめられてしまうんですが、これにつきましては、参考資料にありますように、熊本県は施策のとりまとめ報告、すなわち計画であります。この計画も常任委員会のほうで出していたでいて、それに対して実績報告をしてもらうという形で熊本はなっています。それから鹿児島は、計画のほうは出していただいて、来年度から実績報告も検討中ということであります。静岡は、施策のとりまとめ、計画については三角、任意になっていまして、実績報告はありということになっているわけでありまして、岐阜は、施策のとりまとめはなしであります、実績報告は予定ということになっています。

これについては、施策の実効性とか計画も含めてこの表現でいいのか、それとも熊本のような形で、計画と、それから実績と両方、常任委員会等で出してもらうほうがよろしいのかどうかの御議論をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時14分再開

○右松委員長 それでは、再開いたします。年次報告、18であります、読み上げますと、知事は、家庭教育を支援するための施策の実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとするのでありますが、ここを、家庭教育を支援するための施策をとりまとめるとともに、その実績について、毎年度、議会に報告をするということで、とりまとめ、これは計画ということではなくて、施策を取りまとめたものを年度初期に出していただくという形の意味合いでございますけれども、これに加えて、その実績についてという形の修正でよろし

いでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 では、そのようにいたします。

それでは、最後に、19の施行期日ありますが、この条例は、公布の日から施行するものであることとなっておりますが、これについて、恐らく3月下旬ぐらいの本会議でという話になると思うんですが、その議決の日ではなくて、平成28年4月1日から施行するものと修正しております。このあたりの議論をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

○右松委員長 それでは、再開いたします。施行期日になりますけれども、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであることという形で修正をさせていただきたいと思っております。

続きまして、教育委員会の参考意見の検討に移りたいと思っております。

教育委員会から、参考資料2にありますとおり、1から5まで出てきております。1については、先ほど、文言の統一をいたしましたので、これは問題ありません。

次に、2です。9の学校等の役割であります、9の①に、「学校等は、〔中略〕家庭教育の支援に努めるものとする」とある。②にも、「学校等は、家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする」とあり、重複している、例えば、①を、「学校等は、〔中略〕心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」という表現も考えられるのではないかと。熊本、鹿児島もこのような表現ですという御意見が出てきていますので、これについて協

議していきたいと思えます。

暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時27分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。9の学校の役割であります、①であります。「学校等は、家庭教育の支援に努めるものとする」というようになっておりましたが、これにつきましては、「学校等は、〔中略〕子どもの健全な成長のために必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」というような形で修正を加えたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 では、そのようにいたします。ありがとうございます。

では、続きまして、3であります、16の①であります。16の①、広報及び啓発であります、①に、情報の収集、整理、分析及び提供を行うとあるが、提供する対象を、例えば「県民への」というような形で明確にしてもいいのではないのでしょうか。鹿児島もこのような表現になっていますということの御意見があります。御議論をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時31分再開

○右松委員長 再開いたします。16の広報及び啓発であります、②と同じく①にも「県民へ」という文言を入れるということで、一応の案としては、「県は家庭教育に関する情報の収集、整理、分析を行い、それらの情報を県民へ提供す

るものとする」といった流れで、修正することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 では、そのようにいたします。

ちょっと暫時休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○右松委員長 再開いたします。続いて、4ですけれども、他県でも同じ表現となっているが、11の①に、「親になるための学びの方法の開発及び普及を図るものとする」とありますが、学校教育で行っている家庭科や体育科（保健）、道徳など学習指導要領では、「親になるための学びについての内容」が規定されているが、さらに、それに加えて行うことを意味するのでしょうかということであります。これについては、学習指導要領にのっとって学校現場が今までどおりやっていたかという形の理解でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 では、そのようにいたします。

続きまして、5であります。前文であります、前文に、「各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備」というのが一番下の段落にあります、環境が十分でないから自主的に取り組めない、もしくは仮に自主的に取り組めないとすれば、環境整備が問題なのかという捉え方をされるおそれはないかということあります。これについて御議論をお願いします。

暫時休憩します。

午前11時32分休憩

午前11時40分再開

○右松委員長 それでは、再開をいたします。教育委員会のほうから御意見があった5であります。これについて、休憩中に委員のほうでいろいろと協議をいただきました。この自主的にというところが、やはり少し気になるのではないかという意見がありました。これを外すかどうかという意見もいろいろさせていただきましたが、当初の議論の中で、この自主的にという文言を入れておりましたので、これにつきましては、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるということで、自主的にという文言を入れた形でパブコメには出していきたいというふうに思っていますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのようにいたします。

ちょっと暫時休憩します。

午前11時41分休憩

午前11時44分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。休憩中に河野委員のほうから、16の広報及び啓発の①についてであります。現在、県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析とありますが、その前に、科学的知見に基づくというのを入れたらいいんじゃないだろうかというふうな話がありましたけれど、御意見等がありましたら出していただいて、なければ、入れるという形で行いたいと思っております。

○太田委員 今、科学的知見という非常に客観性を持ったというのをきちっとたい込むということでしょうけれど、数年前にニュースにもなりましたが、大阪の方では、家庭環境によっては障がいを持った人たちが育ちやすいとかい

う偏った考え方があったんですか。ああいうことがあったのを受けて、こういう言葉を入れたほうが良いということですか。

○右松委員長 おっしゃるとおりで、数年前、大阪では、子供の行動は家庭教育に問題があるからというようなことが出されて非常に大きな問題となったようです。

ということで、この科学的知見ということ、入れるということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 そのようにいたしたいと思いません。

入れる形ですけど、熊本と同じような形で、県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報…という形で入れるということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 そのようにいたします。

ほかに、その他に御意見等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、ないようですので、各論点につきまして決定した内容を反映させました要綱案の提出をもって、第3回の政策条例検討会議の開催を請求したいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

続きまして、パブリックコメント等の実施についてであります。

今回の政策条例検討会議において、当委員会提出の要綱案で了承を得た暁には、県民の皆様を対象としたパブリックコメントの実施及び関係団体への文書による意見聴取を考えておりま

す。

まず、パブリックコメントについてであります。資料3をごらんください。

実施期間は、政策条例検討会議終了後、直ちに準備を始めまして、11月中旬から12月中旬までの約1カ月間を予定しております。実施方法としましては、県のパブコメ実施要綱に準じまして、県政記者への投げ込みのほか、県議会ホームページ、県民情報センター、各県政相談室、県議会図書室等で意見を募集する予定となっております。

次に、関係団体への意見聴取についてであります。資料4をごらんください。

資料にありますとおり、市町村や県、関係部局のほか、県、PTA連合会等の地域活動団体や県校長会等の学校関係団体、県社協等の福祉団体等に対し、文書による意見聴取を実施したいと考えております。

これまでの説明につきまして、御意見等がありましたらよろしく願いいたします。

○太田委員 意見聴取というのは、特別委員会名でというか、議長名か何かでこういう要綱案を示して意見を求めるということですか。

○右松委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前11時47分休憩

午前11時50分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。パブリックコメントについて、この内容のとおり実施するというのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのようにいたします。

続きまして、次回、委員会についてであります。次回委員会は、12月7日に行う予定として

おります。次回委員会での執行部への説明要求について、何か御意見等がありましたらお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時53分再開

○右松委員長 それでは、再開いたします。次回、委員会につきましての執行部への説明要求についてであります。一つは、子どもの貧困対策計画の素案について説明をいただくということと、もう一つは、教育委員会が取り組んでいます学習指導要領に基づく家庭教育支援を中心に説明をしていただくという形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのようにいたします。

最後になりますが、その他で、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時55分再開

○右松委員長 委員会を再開します。その他で、特にありませんでしょうか。

○岩切委員 済みません。ちょっと教えていただきたいんですが、特別委員会の大きな目標の一つになっていた政策条例が、きょう、一つ山を越えてきたというふうに思うんですが、子どもの貧困問題については、この特別委員会で調査したものを各自が受け取って終わりということしていくのか、それとも何か、条例化というのは非常に難しい問題だけれども、こうだよねというところの議論の総括みたいなものを目指し

ていかれるのか。

○右松委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前11時56分休憩

午前11時59分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。岩切委員のほうからありました子供の貧困問題対策についても、この委員会で、当委員会でかなりいろんな形で調査もしまして議論もしてまいりました。またさらに、これから残り5カ月程度ありますので、そこで、さらに意見交換、それからその他の議論をして、一つの報告書として提出ができるような形でしっかりと成果をまとめてまいりたいと思いますので、そういう形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 ありがとうございます。

それでは、以上で、本日の委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

正午閉会